

広島県告示第五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によつて、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和八年一月二十九日

広島県知事 横田美香

一 解除に係る保安林の所在場所

大竹市玖波町字向田二〇九の一・二一二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産局森林保全課並びに大竹市役所に備え置いて縦覧に供する。）